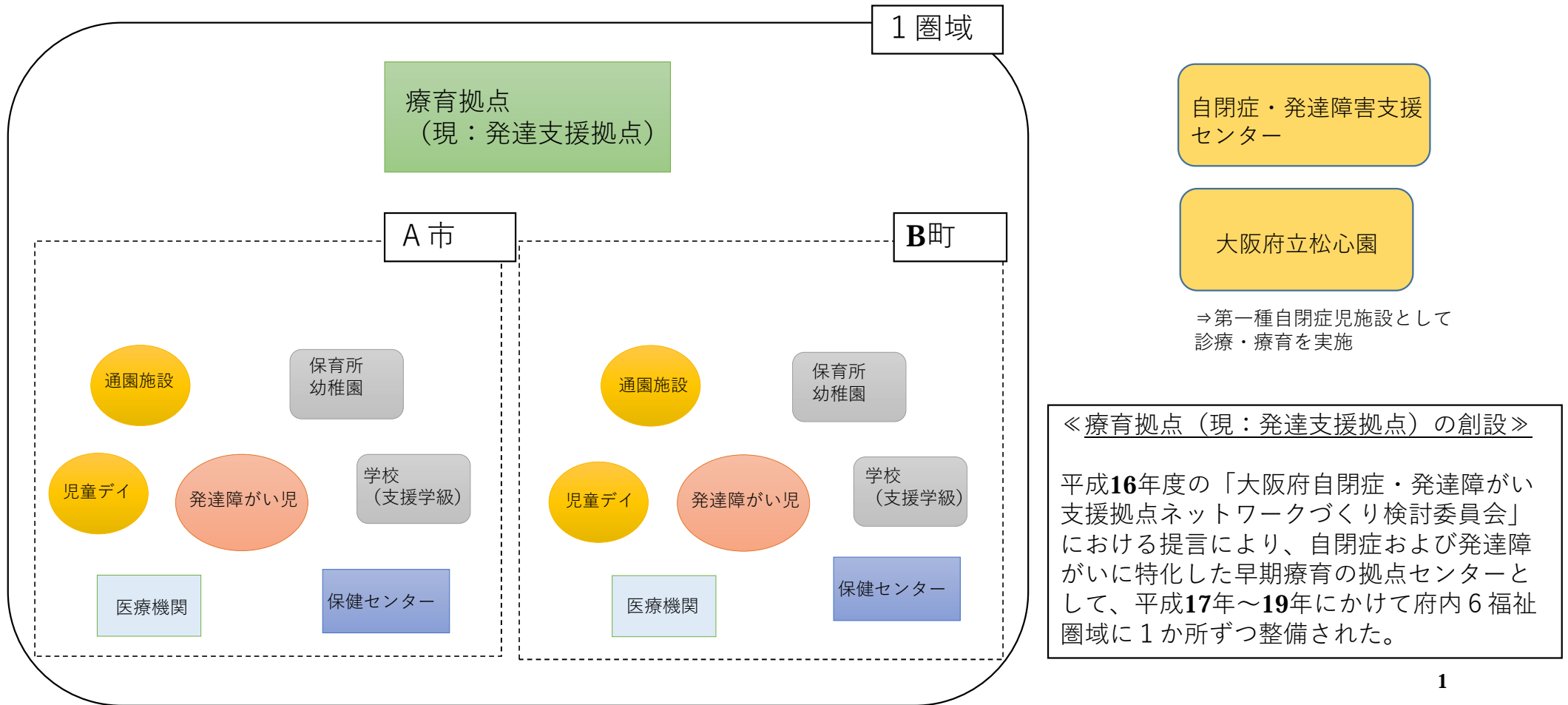
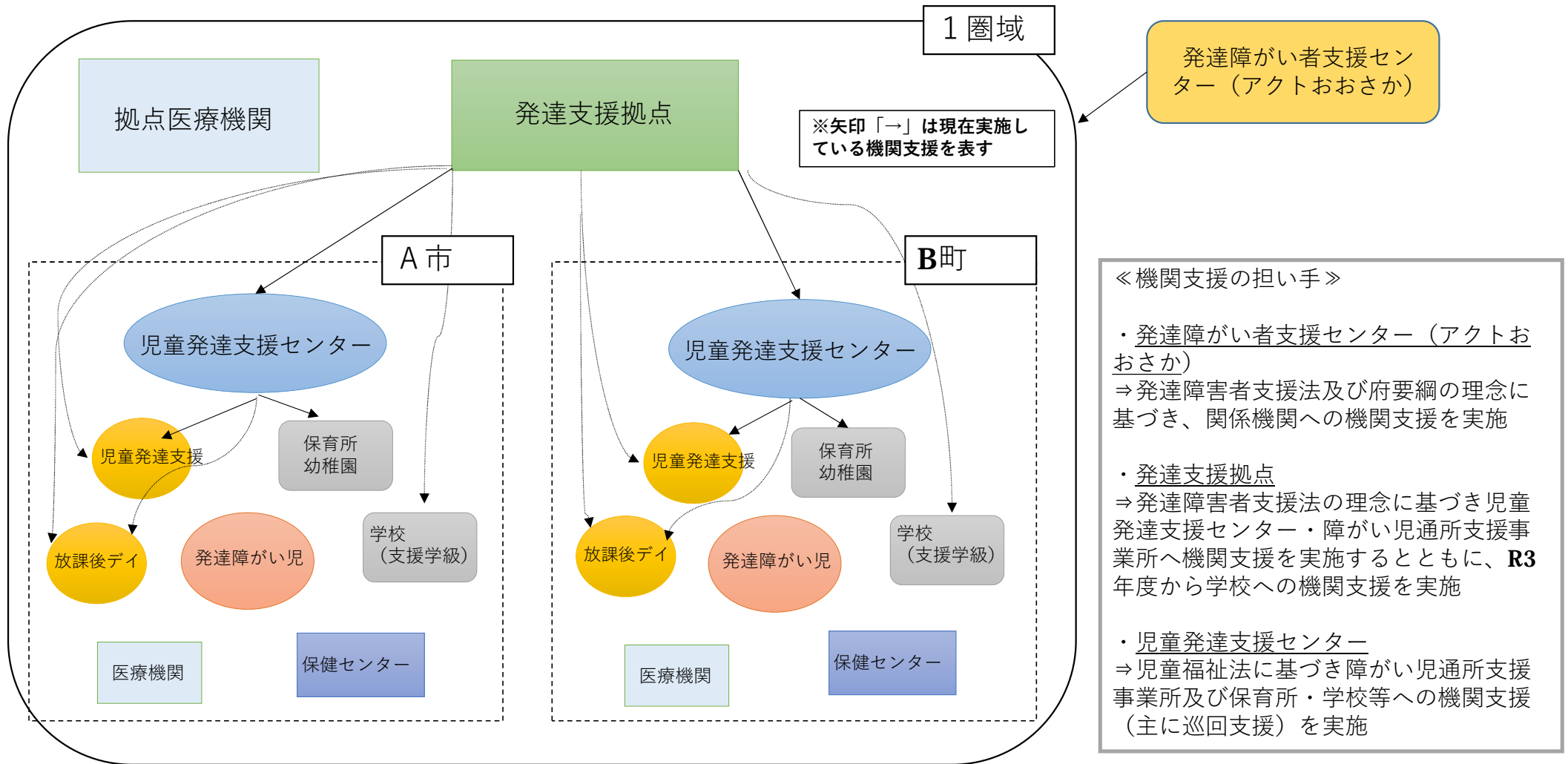


< 発達支援拠点設置時の発達障がい児の支援体制 (H17～) >



<現在の発達障がい児の支援体制（H24～）>

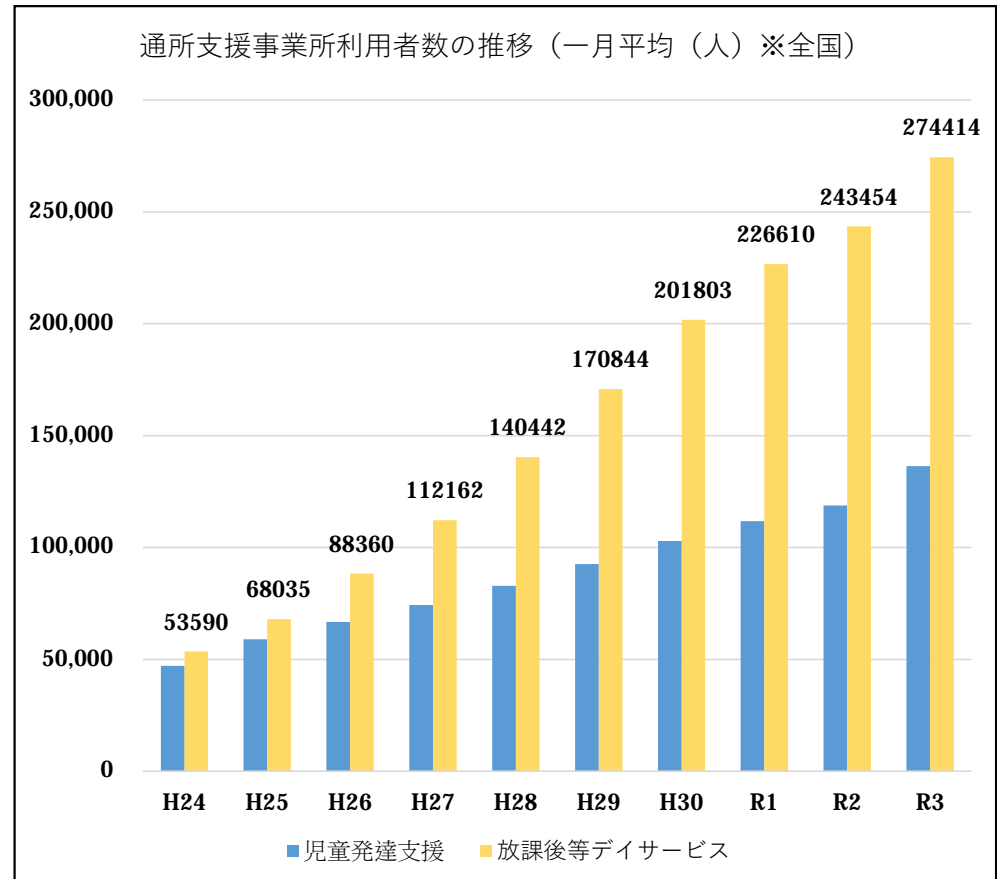
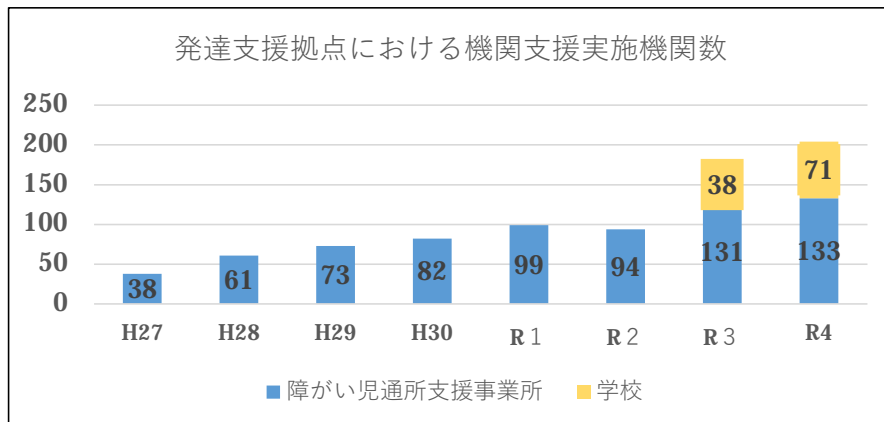
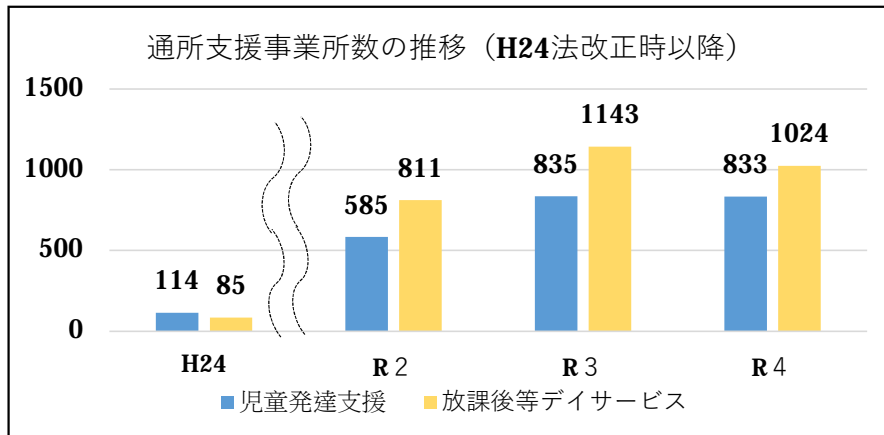


発達支援拠点と児童発達支援センターの現状について

	発達支援拠点	児童発達支援センター
主な支援対象児	○発達障がいがあり、知的能力が軽度知的障がい～健常域の子どもを主な支援対象としている。	○発達障がいに限らず、 3障がい 全ての子どもを対象とする。 ○発達障がいのある子どもの場合、主に知的障がいのある子どもを支援対象としている。
発達支援の方法	○ TEACCH プログラムに基づく個別専門療育を提供する。	○主に保育の考え方をベースとした集団療育を提供する。（個別対応で PT 、 OT 、 ST その他の発達支援を実施することがある）
家族支援の方法	○発達障がいに特化した研修の実施 ○毎回の通所時に、個別に家庭の状況を聴取、発達障がいの特性及び、特性に基づく子どもとの関わり方を助言	○保護者向けの研修や交流会の実施。 ○懇談や参観の実施。 ○（親子通園の場合）毎回の通所時に障がい特性や子どもとの関わり方を助言
機関支援の状況	○障がい児通所支援事業所等に対し、機関支援を行う。	○子育て支援課や教育委員会と連携し、保育所・学校等への機関支援（主に巡回支援）を行う。

発達支援拠点による機関支援の実績と対象機関数

- H24年以降、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者数及び事業所数は飛躍的に増加
- 発達支援拠点はさまざまな通所支援事業所へ機関支援を実施し、令和3年度からは学校への支援も開始している



児童発達支援センターの現状と課題 ※R4年実施市町村アンケートより

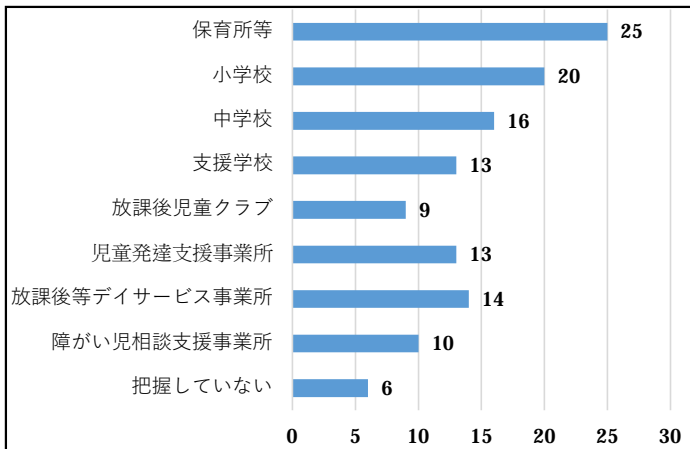
◆調査概要：児童発達支援センターの状況や課題について、府内の政令指定都市を除く41市町村を対象に調査を実施（回答市町村数 38）

(1) 児童発達支援センターの確保状況

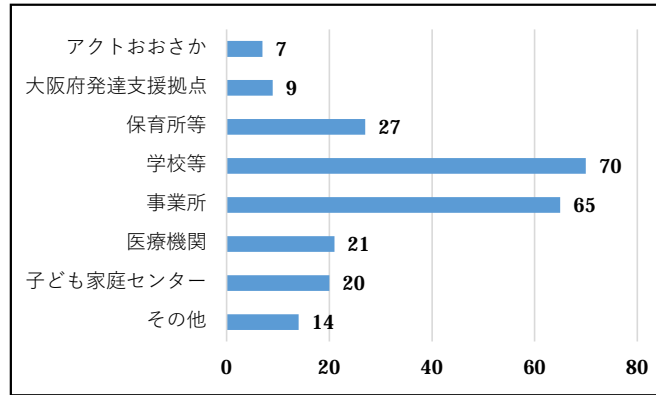
	中核市	一般市	町村	計
確保済	7	23	4	34
確保予定		1		1
未確保			6	6
計	7	24	10	41
確保率	100%	96%	40%	85%

※単独設置せず共同確保している市町も確保済に計上

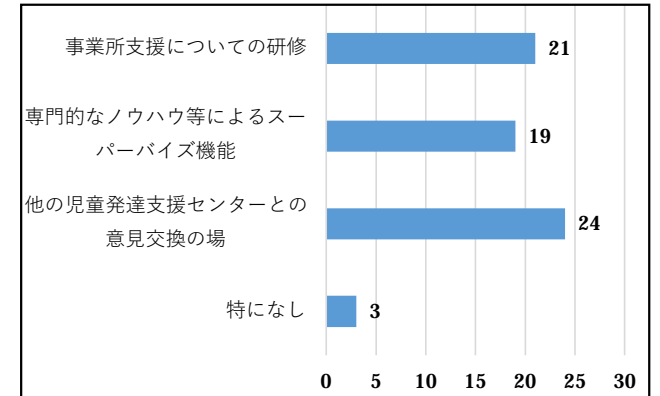
(2) 児童発達支援センターが支援を実施している機関



(3) 児童発達支援センターが連携している機関等



(4) 大阪府発達支援拠点に期待する機能



○児童発達支援センターの確保状況
⇒中核市・一般市については確保済。一部の町村については未確保。

○発達支援拠点への期待
⇒「アクトおおさかや大阪府発達支援拠点と連携している」と答えた市町村は2割程度にとどまる一方、センターを設置・確保してる32市町村において、センターの機能強化に向けて大阪府発達支援拠点の活用を希望する市町村は27市町村（9割）であった。

令和6年4月施行 改正児童福祉法の内容（児童発達支援センター関係）

児童発達支援センターの役割・機能の強化（1. ③関係）

<制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化したが、児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。

<改正案の内容>

- ① 児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化する。
⇒ これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。

<「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>

 - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
 - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ② 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化を行う。
⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。

厚生労働省「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要」より

令和6年4月施行 改正児童福祉法の新旧対照（児童発達支援センター関係）

新	旧
<p>第四十三条 児童発達支援センターは、<u>地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として</u>、障害児を日々保護者の下から通わせて、<u>高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う</u>ことを目的とする施設とする。</p>	<p>第四十三条 児童発達支援センターは、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を日々保護者の下から通わせて、当該各号に定める支援を提供することを目的とする施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 福祉型児童発達支援センター日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練 二 医療型児童発達支援センター日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療

「障害児通所支援に関する検討会報告書」（令和5年3月28日 障害児通所支援に関する検討会）〈抜粋〉

3. 児童発達支援センターを中心とした地域の障害児通所支援の体制整備について

(2) 児童発達支援センターの中核機能について

① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

○ 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能を発揮するためには、こどもの発達全般や障害特性・行動特性等のアセスメントにより障害の特性や発達段階を捉えアプローチするという発達支援における基本的な支援を確実に行うとともに、こどもの今の育ちを充実させていくこととあわせて、成人期を見据えた上で乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無に関わらずこどもの育ちに大切な遊びを通して支援する視点、子育て支援という観点を持って対応することも必要である。


○ **また、様々なこどもや家族を支えていくためには、児童発達支援センターで全てを対応するのではなく、障害の特性を踏まえて、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター、医療機関等の専門性を有する関係機関や特定の分野に強みを持つ事業所と連携して支援を進めることも重要である。**

② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（児童発達支援センターが障害児通所支援事業所に対し、支援内容等への助言・援助等を行う機能）

○ 児童発達支援センターは、スーパーバイズ・コンサルテーションを全てのサービス種別の障害児支援事業を対象として行うことを基本としつつ、その運営状況に応じて**児童発達支援センターだけでは十分な支援ができない場合には、市町村は、都道府県とも連携しながらスーパーバイズ等できる人材をコーディネートする等、児童発達支援センターが外部と連携しながら取り組む体制を整備することが重要である。**

(3) 児童発達支援センターを中核とした地域の体制整備について


○ 医療的ケア児については医療的ケア児支援センターや地域のコーディネーターを中心とした支援体制の整備が進められており、また、聴覚障害や視覚障害があるこどもについては、特別支援学校が地域の支援の中核的な役割を担っている場合もあることから、**市町村は、障害特性等を踏まえた特別な支援体制にも留意して、都道府県と連携しながら効果的な支援体制の整備を進める必要がある。**



発達支援拠点と児童発達支援センターの現状及び

令和**6**年の改正児童福祉法施行後の方向性を踏まえて・・・

- 障がい児通所支援事業所やその利用者が飛躍的に増加し、身近な地域で支援を受けることが出来る環境が整いつつある一方、支援の質の確保や事業の適切な運営についてはなお課題とされている。
- 発達支援拠点と児童発達支援センターは、支援対象児、発達支援、家族支援、機関支援のそれぞれにおいて、重なる部分はあるつつも、主となる支援対象や支援方法に違いが見られる。
- 国の「障害児通所支援に関する検討会報告書」（令和**5**年**3**月**28**日）においては、こどもの障がい特性を踏まえ、児童発達支援センターは専門性を有する関係機関や特定の分野に強みを持つ事業所と連携して、効果的な支援体制の整備を進める必要があることが示されている。
- 発達障がい児者の支援においては、専門性を有する機関である、発達障がい者支援センターアクトおおさか及び発達支援拠点の役割は今後も重要である。発達支援拠点は、平成**17**年度以降実施してきた、発達障がいに特化した個別療育のノウハウを活かし、平成**24**年度から通所支援事業所への支援を開始し、**10**年以上の蓄積がある。



発達支援拠点と児童発達支援センターが、それぞれの強みを活かしながら、連携して通所支援事業所への機関支援を実施していくことが必要である。

こどもワーキングで議論いただきたい点

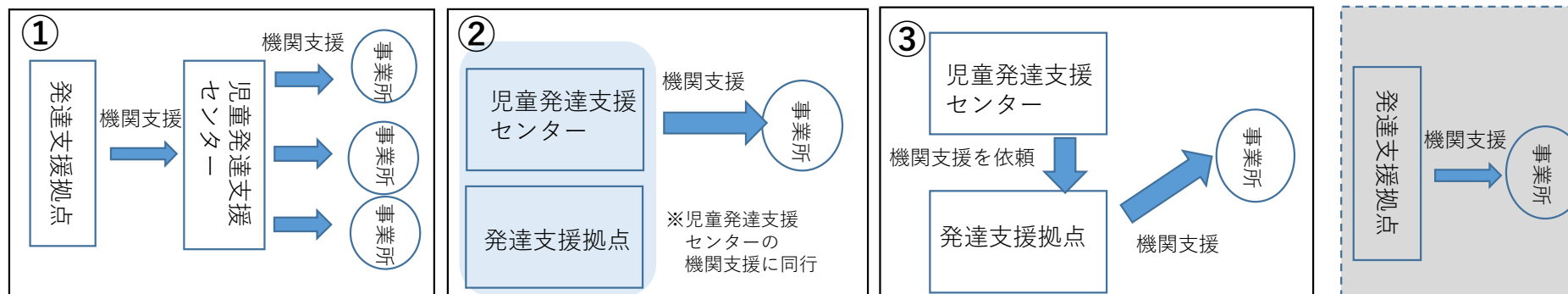
- 障がい児通所支援事業所への機関支援における発達支援拠点及び児童発達支援センターの役割は以下の通りと考えられる。

発達支援拠点	児童発達支援センター
発達障がい児支援の専門性及びノウハウが必要とされる場合に機関支援を実施する。	全ての障がい種別を対象として機関支援を実施する。

- 機関支援における発達支援拠点と児童発達支援センターの連携の手法としては、以下が考えられる。

<機関支援における連携の例>

<現状>



- 発達支援拠点と児童発達支援センターの情報共有や協議の場としてどのようなものが考えられるか。